

1. 下記の情報をご記入ください

C-1

記入日	20	年	月	日
共済会名		職場名		
個人番号 (職員番号)	※マイナンバーではありません			
フリガナ				
共済契約者 氏名				

同意事項

私は、全教共済で定める個人情報の取り扱いについて同意し、共済金請求をします。
貴会が必要とした時は、請求内容の事実確認を業者等におこなうことに同意します。

振込口座	銀行 労金 農協	支店名	支店番号	口座番号	※右詰めで記入			
	信用金庫 信用組合	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄	口座名義人	※カタカナで記入			

※共済契約者の口座をご記入ください(共済契約者死亡時は受取人のもの)

2. り災した物件の住所を記入もしくは印字内容を確認し誤りがあれば修正してください。

所在地		
	物件番号:	坪数:

3. り災日を記入し、り災内容について該当項目に☑を入れてください。

事由発生日 (り災日等)	年	月	日
火災・火災等	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 破裂・爆発 <input type="checkbox"/> 車両の衝突 その他の不慮の人為的災害 <input type="checkbox"/> ①物体の落下・飛来・衝突・倒壊 <input type="checkbox"/> ②他人の居室で生じた事故の水濡れ損害 <input type="checkbox"/> ③給排水設備で生じた事故の水濡れ損害 <input type="checkbox"/> ④突発的な他人の直接加害行為で5万円以上の損害 <input type="checkbox"/> 風呂の空焚き、風呂釜のみ被害 <input type="checkbox"/> 落雷		
自然災害	<input type="checkbox"/> 風災(台風、旋風、突風、竜巻、暴風等) <input type="checkbox"/> ひょう災(降ひょう) <input type="checkbox"/> 雪災(降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩による損害等) <input type="checkbox"/> 水災(洪水、融雪洪水、高潮、高波、土砂崩れ、落石等の水災)		
地震・地震等	<input type="checkbox"/> 地震・噴火・津波(それらを起因とした火災含む)		
その他	<input type="checkbox"/> その他()		

4. 今回のり災について、同一の損害を補償する他の契約の有無を必ず記入してください。

他の契約	保険会社等の名称	保険の種類	証券番号	契約者名	保険金請求の手続き
<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有					<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済
※有の場合は右側にご記入ください。					<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済

【共済契約者死亡時のみ】受取人の情報をご記入ください

受取人	フリガナ 氏名	続柄	〒住所 TEL

「個人情報に関するお知らせ」

給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。
詳しくは、全教共済ホームページ等で公表している「全教個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」をご参照ください。

※ 以下共済会で記入 ①相殺有 無 ②返金有 無

共済	年 月 ~ 年 月	円	相殺・返金	建物				共済会	全教共済
共済	年 月 ~ 年 月	円	相殺・返金	家財				年 月 日	年 月 日
共済	年 月 ~ 年 月	円	相殺・返金	地震					
共済	年 月 ~ 年 月	円	相殺・返金	借家					
共済	年 月 ~ 年 月	円	相殺・返金	構造					
				区分					

火災・自然災害共済の給付申請をされる方へ【火災等の場合】

(おうちの共済)

- 火災が発生した場合は、すみやかに各共済会へご連絡ください。
(損害範囲・内容によっては、外部会社の鑑定事務所の鑑定人による現地調査をおこなうことがあります。)
- 給付申請書の該当欄に必要な事項を記入し、必要書類を添付して各共済会までお送りください。早めの申請をお願いします。
- 総合共済にもご加入の場合は、共済契約者本人の居住する建物の火災について、火災見舞金を合わせて給付します。

1. 「火災等共済金」の給付対象となる事由

・火災 (地震・噴火・津波による火災は、「火災等」ではなく「地震等」で扱います。)
・破裂・爆発 気体または薬品等の急激な膨張による破裂・爆発、凍結による水道管、水管またはこれに類するものの破裂または爆発
・車両の衝突 (共済契約者・配偶者または共済契約者と同一の世帯に属する親族が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触による損害を除きます。)
・その他の不慮の人為的災害 ①物体の落下・飛来・衝突・倒壊による損害 ②同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ損害 ③給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ損害(ただし、共済目的に存在する欠陥または腐食、さび、かび、虫害、その他の自然の消耗等に起因する損害を除きます。) ④突発的な他人の直接加害行為による5万円以上の損害(ただし盗難を除きます。)
・風呂の空焚き、風呂釜のみ被害(特例給付のため上限額が異なります。)*家財のみ加入者も対象
・落雷(特例給付のため上限額が異なります。)

2. お支払いする共済金について

I 火災等共済金

提出された書類をもとに決定した「**損害額**」をお支払いします。

損害額

- ・「損害額」とは原状(り災前の状態)復帰の費用のことで、全教共済が査定し認定する金額です。
- ・改修時に追加しておこなった工事や、応急処置にかかった工事等の費用は含みません。

※必ずしも、提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけではありません。

ただし、加入口数と事由に応じた**上限額**があります。

上限額

<建物・家財> 1口あたり10万円として算出した金額(建物・家財合算で6,000万円限度)

<付属建物・付属工作物> 建物1口あたり10万円として算出した金額の10%(200万円限度)

※「全焼」と認定した場合は、建物・家財について上限額での給付をおこないません(付属建物および付属工作物は給付しません。)

○特例給付の上限額

<風呂の空焚き*> 建物・家財の合計口数1口あたり1万円として算出した金額

<落雷*> 建物・家財それぞれ1口あたり1万円として算出した金額

※損害額が上限額未満の場合、損害額が支払われます。

II 臨時費用(諸費用)共済金

上記「I 火災等共済金」の10% (建物・家財合算で200万円限度)

※臨時費用(諸費用)共済金は、「車両の衝突」「その他の不慮の人為的災害」「風呂の空焚き、風呂釜のみ被害」「落雷」には支払われません。また、付属建物、付属工作物、建築中の建物の損害には支払われません。

*** ただし、2022年7月以前り災の場合は以下の点が異なります。**

<風呂の空焚き>

- ・浴槽、釜一式の損害は上限30万円
- ・風呂釜のみ被害一律2万円

<落雷>

上限60万円。ただし、り災した箇所に応じて以下の上限があります。

(建物・家財)

2,500円×それぞれの加入口数

(付属建物・付属工作物のみの損害)

2,500円×建物加入口数×10%

※ただし、建物に損害がある場合は建物に含めて上限を決めます。

3. 「火災等共済金」の請求に必要な書類

給付申請に必要な書類は以下の通りです（申請内容によっては、これ以外の書類の提出をお願いする場合があります）。

	右上の番号	必要書類	書類の説明	入手先
申請する場合 かならず必要	<input type="checkbox"/>	C-1 給付申請書 (火災・自然災害 共済用)	全教共済所定の書類です。 ※「4. 今回のり災について、同一の損害を補償する他の契約の有無」欄の記入漏れが目立ちます。必ず記入してください。	共済会 または ホーム ページ
	<input type="checkbox"/>	り災証明書 (コピー可)	【火災の場合】 消防署が発行した損害の程度(「全焼」「半焼」「部分焼」)が記載されているり災証明書(コピー可)です(さまざまな公的支援を受けるためにも必要なものです)。 【火災以外の場合、もしくは消防署による発行がされない場合】 全教共済所定の「り災状況申告書(右上の番号 C-2)」を記入してください。 【落雷の場合】 全教共済所定の「落雷損害証明書(右上の番号 C-5)」に、メーカー・修理業者による証明を受け、提出してください。	消防署 共済会 または ホーム ページ
	<input type="checkbox"/>	C-3 被災状況見取図	全教共済所定の書類です。 り災箇所を赤字等でご記入ください。また、加入物件と付属建物・付属工作物の位置関係がわかるようにご記入ください。 ※建物建築時の設計図のコピーを利用されても構いません。	共済会 または ホーム ページ
	<input type="checkbox"/>	写真	事故発生時の被害写真を撮影してください。全てのり災部分や品目について、被害の様子がわかるよう撮影してください。り災した家財を処分する場合は、品目、被害の様子がわかるよう撮影した後に、処分してください。 【必要な写真】 ・り災部分と周囲の関係がわかるもの(例:外壁の損害であれば壁1面の写真と、ひび・割れなどり災部分の写真) ・見取図とり災部分の照らし合わせができるように複数枚 ・付属建物・付属工作物の場合、建物本体との位置関係がわかるもの	業者か ご自身 で撮影
	<input type="checkbox"/>	見積書 (コピー可)	内訳が記載された見積書を提出してください。 ※内訳の記載が全くない場合は査定が困難な為、内訳が記載された見積書の作成を業者に依頼していただき、提出をお願いします。 ※必ずしも、提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけではありません。	業者
特定の場合 必要	<input type="checkbox"/>	C-4 家財の被害状況 申告書	全教共済所定の書類です。 家財契約があり家財の被害がある場合に必要です。家財の被害内容について記載してください。	共済会 または ホーム ページ
	<input type="checkbox"/>	マンション契約・ 耐火契約に関わる 確認資料申告書	「マンション契約」もしくは「耐火契約」であり、その証明書を加入時に提出していない場合は、全教共済所定の「確認資料申告書」や「建物構造が確認できる資料」等を提出してください。	共済会 または ホーム ページ

4. よくある質問について

Q. 共済金が支払われる前に工事を始めてしまってよいですか？

A. 工事をおこなうかどうかはあくまで共済契約者の方のご判断です。全教共済は提出された書類にもとづいて査定をおこない損害額を確定します。必ずしも提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけではありません。共済金が支払われる前に工事を始めた場合は、工事額とお支払いする共済金に差異が出る場合がありますので、ご理解ください。

※「火災保険（共済）で自己負担なく修理ができる」と勧誘する業者とのトラブルが増えています。充分ご注意ください。

Q. 他社の火災保険（共済）と重複して加入していますが、両方から保険金（共済金）が受け取れますか？

A. 損害額を超えて共済金（保険金）を受け取ることはできません。他の損害保険等との重複契約がある場合、「全教共済の共済金」と「他社の保険金（共済金）」の合計が損害額を超えないように、契約にもとづき按分調整をおこないます（2020年8月以降の事由より）。

※給付申請書の「4. 今回のり災について、同一の損害を補償する他の契約の有無」欄に他社契約の有無を必ずご記入ください。

ご不明な点がございましたら、各共済会もしくは全教共済までご連絡ください。

「個人情報に関するお知らせ」給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。また、再共済のため損害保険会社等へ、上記の目的の範囲内で提供する場合があります。